

定年引上げに係る関係規則の一部改正について

1 改正の理由

定年引上げに係る条例改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正を行う規則

- (1) 県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則
- (2) 市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則
- (3) 県費負担教職員の免職及び県教育委員会の任命に係る職への採用の手続等に関する規則

3 改正の内容

(1)、(2)の規則における「再任用短時間勤務職員」の勤務時間に関する規定を、「定年前再任用短時間勤務職員」の勤務時間に関する規定に改正する。

(3)の規則については、地方公務員法の改正に伴い削除された規定について、同様に削除する改正を行う。

4 施行期日

令和5年4月1日

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

(県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則 (平成元年宮崎県教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(県立学校に勤務する職員の勤務時間等)</p> <p>第3条 県立学校に勤務する職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)) 及び一般職付職員の採用等に関する条例 (平成15年宮崎県条例第1号) 第4条の規定により採用された職員 (以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)) を除く。以下この条において同じ。) の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項に規定する職員の週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に従い、校長が定めるものとする。この場合において</p>	<p>(県立学校に勤務する職員の勤務時間等)</p> <p>第3条 県立学校に勤務する職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)) 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年宮崎県条例第1号) 第4条の規定により採用された職員 (以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)) を除く。以下この条において同じ。) の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項に規定する職員の週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に従い、校長が定めるものとする。この場合において</p>

<p>、校長は、勤務日（条例第2条第8項に規定する勤務日という。）が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間に ついて38時間45分を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職務の特殊性により前号の基準によることが困難と認められる職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、別に定める。</p> <p>(<u>市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正</u>)</p>	<p>、校長は、勤務日（条例第2条第8項に規定する勤務日という。）が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間に ついて38時間45分を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職務の特殊性により前号の基準によることが困難と認められる職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、別に定める。</p>
--	---

第2条 市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則（平成元年宮崎県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第4条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）を除く。以下同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間を除き、4週間</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第4条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）を除く。以下同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、</p>

<p>を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、宮崎県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 市町村教育委員会は、職員の週休日及び勤務時間の割振りを、次に掲げる基準に従い、校長に定めさせるものとする。この場合において、校長は、勤務日（条例第2条第7項に規定する勤務日をいう。）が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間について38時間45分を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、別に定める。</p> <p>（県費負担職員の免職及び県教育委員会の任命に係る職への採用の手續等に関する規則の一部改正）</p>	<p>4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、宮崎県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 市町村教育委員会は、職員の週休日及び勤務時間の割振りを、次に掲げる基準に従い、校長に定めさせるものとする。この場合において、校長は、勤務日（条例第2条第7項に規定する勤務日をいう。）が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間について38時間45分を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、別に定める。</p> <p>（県費負担職員の免職及び県教育委員会の任命に係る職への採用の手續等に関する規則の一部改正）</p>
---	---

第3条 県費負担教職員の免職及び県教育委員会の任命に係る職への採用の手續等に関する規則（平成20年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員</p>

のうち、宮崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の
任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭（地方公務員法（昭和25年
法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定に
より採用されたものを除く。）をいう。

のうち、宮崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の
任命に係る教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号）附則第5条第1項又は第2項の規定により採用され
た者は、第1条の規定による改正後の県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則第3条第2項に規定する定年再任用短時
間勤務職員とみなして、改正後の県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則の規定を適用する。
- 3 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）附則第5条第1項又は第2項の規定に
より採用された者は、第2条の規定による改正後の市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則第2条第2項に規
定する定年再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の規定を適
用する。
- 4 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）附則第4条第1項若しくは第2項又は
第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された者に対する第3条の規定による改正後の県費負担教職員の免職及び県教育委員会の
任命に係る職への採用の手続等に関する規則第2条の規定の適用については、同条中「栄養教諭」とあるのは「栄養教諭（市町村立学校
職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若
しくは第2項の規定により採用された者を除く。）とする。